



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 告示

680	介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	(長寿社会課).....	1
681	〃	( 〃 ).....	1
682	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	( 〃 ).....	2
683	〃	( 〃 ).....	2
684	〃	( 〃 ).....	2
685	〃	( 〃 ).....	2
686	〃	( 〃 ).....	3
687	救急病院の認定	(医務課).....	3
688	県営土地改良事業計画の決定	(農業農村整備課).....	3
689	電線共同溝を整備すべき道路の指定	(道路建設課).....	4
690	土砂災害警戒区域の指定	(砂防課).....	4
691	〃	( 〃 ).....	4
692	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	( 〃 ).....	5
693	〃	( 〃 ).....	5
694	一般競争入札による落札者の決定	(総務事務集中課).....	6

### ○ 監査公表

監査公表第19号	.....	7
----------	-------	---

## 告 示

### 和歌山県告示第680号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和2年5月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
30710013 94	株式会社S.T.L.F studio	生きがい支援	和歌山県橋本市御幸辻 144-1	訪問介護	令和 2.5.1	令和 8.4.30

### 和歌山県告示第681号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和2年5月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
30718008 29	合同会社瑞笑	カルチャークラブ一期一笑	和歌山県岩出市根来14 18	通所介護	令和 2.5.1	令和 8.4.30

## 和歌山県告示第682号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

令和2年5月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
30616900 99	株式会社有和	あうる訪問看護ステーション	和歌山県有田郡有田川町庄849-1	訪問看護	令和 2.5.1	令和 8.4.30
				介護予防訪問看護	令和 2.5.1	令和 8.4.30

## 和歌山県告示第683号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

令和2年5月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
30617901 21	合同会社REWARD	Ocean訪問看護ステーション	和歌山県紀の川市貴志川町北山520番地の5	訪問看護	令和 2.5.1	令和 8.4.30
				介護予防訪問看護	令和 2.5.1	令和 8.4.30

## 和歌山県告示第684号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

令和2年5月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
30623901 37	株式会社よろこび	ナースセンターよろこび	和歌山県新宮市蜂伏11 -49	訪問看護	令和 2.5.1	令和 8.4.30
				介護予防訪問看護	令和 2.5.1	令和 8.4.30

## 和歌山県告示第685号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の

規定に基づき公示する。

令和2年5月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
30624901 27	合同会社Podemos	たかの訪問看護センター	和歌山県西牟婁郡上富田町生馬321番地の74	訪問看護	令和 2.5.1	令和 8.4.30
				介護予防訪問看護	令和 2.5.1	令和 8.4.30

#### 和歌山県告示第686号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

令和2年5月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
30625901 08	株式会社ESPOIR	SOLEIL訪問看護ステーション	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字天満204番地	訪問看護	令和 2.5.1	令和 8.4.30
				介護予防訪問看護	令和 2.5.1	令和 8.4.30

#### 和歌山県告示第687号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和2年5月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 和歌山県立医科大学附属病院
- 2 所在地 和歌山市紀三井寺811番地1
- 3 有効期限 令和5年5月8日

#### 和歌山県告示第688号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業野上大池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴

えを提起することができなくなる。

令和2年5月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和2年5月13日から同年6月9日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、那賀振興局農林水産振興部農地課及び紀の川市農林商工部農林整備課

和歌山県告示第689号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定したので、同条第4項の規定により告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年5月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線 新和歌浦線

区 間	延 長 メートル	指定の部分
和歌山市和歌浦中三丁目1074番1地先から同市新和歌浦1761番地先まで	920.00	上下線

和歌山県告示第690号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和2年5月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り

2 土砂災害警戒区域の名称

東柏木（142）、柏木（144）、中柏木（145）、西柏木（146）、広浦（148）、広浦北（252）、丁ノ町（541）

3 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第691号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」

という。)第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和2年5月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
地滑り
- 2 土砂災害警戒区域の名称  
前田(347)
- 3 土砂災害警戒区域の表示  
次の図書のとおり
- 4 法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項  
次の図書のとおり  
(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第692号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和2年5月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流及び急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称  
安生寺谷川(4-204-1-039)、地藏堂谷川(4-204-1-040)、中番谷川(4-204-1-041)、糸我東谷川(4-204-1-042)、山村谷川(4-204-1-043)、新池谷川(4-204-2-009-1)、新池谷川(4-204-2-009-2)、野北谷川(4-204-1-056)、西山地谷川(4-204-1-057)、立神谷川(4-204-1-058)、沖山南谷川(4-204-1-001)、御殿山谷川(4-204-1-002)、浜北谷川(4-204-1-003)、宮代・沖(I-704)、中番(I-2260)、中番雲雀山(II-3015)、糸我西谷(1)(II-3016)、中番雲雀山(1)(III-1529)、中番雲雀山(2)(III-1530)、中番地藏堂(III-1531)、中番東山(III-1532)、山地(I-717)、山地(1)(I-718)、山地(2)(I-719)、荘原(I-685)、古房(I-686)、浜御殿跡(III-1501)、浜唐見谷(III-1502)、浜野田原(III-1503)、宮代・沖(100)(II-40525)、宮代・沖(101)(II-40526)、糸我西谷(100)(II-40527)、荘原(100)(II-40528)、荘原(101)(II-40529)、浜(100)(I-40082)
- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図書のとおり
- 4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項  
次の図書のとおり  
(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに有田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第693号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」

という。) 第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和2年5月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

### (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

### (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

切目川右支溪 (5-390-2-106)、切目川右支溪 (5-390-2-107)、切目川右支溪 (5-390-2-108)、切目川左支溪 (5-390-2-134-1)、切目川左支溪 (5-390-2-134-2)、切目川左支溪 (5-390-2-135)、切目川左支溪 (5-390-1-042-1)、切目川左支溪 (5-390-1-042-2)、脇の谷 (I-1230)、見影 (I-1231)、美里脇ノ谷 (I-4095)、美里2 (I-4099)、美里脇ノ谷1 (II-5064)、美里8 (II-5067)、美里10 (II-5070)、美里11 (II-5072)、美里12 (II-5074)、美里脇ノ谷2 (II-5075)、美里脇ノ谷3 (II-5076)、美里14 (II-5084)、美里15 (II-5087)、美里16 (II-5093)、美里17 (II-5096)、美里 (101) (II-50744)、美里 (102) (II-50745)、美里 (103) (II-50746)、美里 (105) (II-50748)、美里 (106) (II-50749)、美里 (107) (II-50750)、美里 (108) (II-50751)、美里 (109) (II-50752)、美里 (110) (II-50753)、美里 (111) (II-50754)、美里20 (III-2748)、松原 (I-1228)、崎ノ原軍道 (I-4091)、皆瀬川 (I-4092)、田ノ垣内1 (II-5024)、田ノ垣内2 (II-5025)、田ノ垣内3 (II-5026)、皆瀬川1 (II-5044)、崎ノ原芝 (II-5046)、皆瀬川2 (II-5048)、崎ノ原崎ノ原1 (II-5049)、崎ノ原崎ノ原2 (II-5050)、崎ノ原崎ノ原3 (II-5057)、津井 (II-5186)、田ノ垣内5 (II-5215)、松原 (101) (II-50737)、崎ノ原 (101) (II-50738)、崎ノ原 (102) (II-50739)、皆瀬川 (101) (II-50740)、皆瀬川 (102) (II-50741)、皆瀬川 (104) (II-50743)、津井 (101) (II-50759)

### (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

### (4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 土砂災害警戒区域

### (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

### (2) 土砂災害警戒区域の名称

切目川右支溪 (5-390-2-104-1)、切目川右支溪 (5-390-2-104-2)、切目川右支溪 (5-390-1-034)、切目川左支溪 (5-390-2-131)、美里 (104) (II-50747)、皆瀬川 (103) (II-50742)

### (3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

### (4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公用車（路面清掃車（ブラシ式））購入について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和2年5月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量  
公用車（路面清掃車（ブラシ式）） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県会計局総務事務集中課  
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日  
令和2年3月24日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社庵田自動車商会  
和歌山市元寺町五丁目1番地
- 5 落札金額  
35,860,000円（うち消費税及び地方消費税の額3,260,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和2年2月7日

## 監 査 公 表

### 和歌山県監査公表第19号

令和2年2月26日付け監査報告第22号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年5月12日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一  
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う  
和歌山県監査委員 堀 龍 雄  
和歌山県監査委員 中 西 峰 雄

- 1 海草振興局地域振興部  
監査実施年月日 令和2年1月31日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 損害賠償金の支払を伴う公用車による交通事故が発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p> <p>(2) 地域・ひと・まちづくり補助事業において、実績報告書等の審査が不十分な事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 交通事故防止に関する文書資料等に基づき、具体的な指示を行うとともに、運転訓練等を実施するなどして交通事故防止に努めている。</p> <p>(2) 実績報告書の審査について、添付書類の確認を適正に行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

- 2 海草振興局健康福祉部  
監査実施年月日 令和2年1月31日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成30年度末で約156万円となっており、前年度末に比し約46万円減少している。 今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 生活保護費支給決定に係る介護保険料加算の停止において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 母子福祉資金において、貸付け及び貸付停止の決定に係る審査が不十分な事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 新たな滞納者を出さないための取組として、貸付けを行う段階で、市町担当課と連携し、情報交換等を実施の上、借主、連帯借主及び連帯保証人の三者と同時面接を行い、貸付け及び償還への理解の徹底を図っている。 また、過年度分の未収金については、滞納者の実情に応じて、電話、文書及び訪問による催告を組み合わせる償還指導を行い、少額でも毎月償還するよう指導を行っている。</p> <p>(2) 今後このようなことのないよう、適正な事務処理について、関係職員に周知徹底した。</p> <p>(3) 修学資金の貸付けにおける貸付期間の短縮に係るものであったため、修学資金貸付時に、修学資金の期間の確認を行い、それが短縮された場合は、その証明となる書類の添付等の確認について、関係職員に周知徹底した。</p>

3 海草振興局農林水産振興部

監査実施年月日 令和2年1月31日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 紀の国森づくり基金活用事業において、実績報告書等に、宛名が記載されておらず補助対象経費であることが確認できない領収書が含まれている事例があったので、審査を厳正に行うなど、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 相違が確認された備品については、経緯等を確認の上、事務処理を平成30年度中に完了した。 今後は、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 実績報告書等の提出書類の審査については、複数名での確認に加えて、新たにチェックリスト（協定書や同意書の日付、領収書の宛名・日付、印紙貼付、発行者の押印等）を作成し、チェックの見える化を図るとともに関係職員に周知徹底し、再発防止に努めている。</p>

4 海草振興局建設部

監査実施年月日 令和2年1月31日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 会計事務において、以下に示す不適切な取扱いが多く見られたことは誠に遺憾である。今後は、関係法令及び諸規程を遵守し、決裁権者をはじめ関係職員による内部統制の徹底を図り、事務の厳正な執行に万全を期されたい。</p> <p>ア 収入事務</p> <p>(ア) 土木使用料において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があった。</p> <p>(イ) 現金の取扱いにおいて、現金払込書の払込者名が払込日当日不在の者となっている事例があった。</p> <p>(ウ) 負担金の収入調定において、収入調定票が保存されていない事例があった。</p> <p>(エ) 収入調定において、納期限の指定を誤って</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 会計事務における不適切な取扱いについては、以下のとおり措置した。</p> <p>ア 収入事務</p> <p>(ア) 職場研修を行い、適正な収入事務について関係職員に周知徹底した。あわせて、グループ内で納期限を共有し、督促状を適切に発送するよう、周知徹底した。</p> <p>(イ) 現金の払込日に払込者となる収納員が不在の場合は、出納員が引継ぎを受けた上で振り込むよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>(ウ) 公文書の適正な管理を徹底するよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>(エ) 財務規則に従い適正に納期限を設定するよ</p>



る事例があった。

- (オ) 道路占用に係る許可及び使用料収入において、1件の許可に係る指令書及び使用料納入通知書を二重に送付している事例があった。
- (カ) 土木使用料において、延滞金を徴収していない事例があった。
- (キ) 現金出納簿において、払込みの状況を登記していない事例があった。
- (ク) 契約保証金の受入前に契約を締結している事例があった。

#### イ 支出事務

- (ア) 河川整備工事において、軽易な変更でない工事の設計変更を工期末に行っている事例があった。
- (イ) 建設工事請負変更契約において、原契約の解体工事等に係る法定の添付書面が変更されていない事例があった。
- (ウ) 常時の資金前渡について、次の不適切な事務処理が行われていた。
  - a 戻入が遅延していた。
  - b 職員が立替払をしてしまった経費を常時の資金前渡で支払っていた。

- (エ) 火災保険料の支出において、支出負担行為として整理する時期を誤っている事例があった。

#### ウ 旅行命令

- (ア) 事前に命令を受けた移動方法とは異なる移動方法により移動している事例があった。
- (イ) 自動車等使用台帳において、車両管理者等の確認がなされていない事例があった。

#### エ 物品調達事務

- (ア) 物品調達台帳において、決裁がなされていない事例があった。
  - (イ) 消耗品の納品において、納品書に受付印及び担当者の個人印を押印していない事例があった。
- (2) 土木使用料等の収入未済額は、平成30年度末で約21万円となっており、前年度末に比し約3万円減少している。  
今後も、未納者の現状を把握し、適正な債権管理に努められたい。
- (3) 河川区域内の土地の占用において、許可手続が行われていない事例があったので、適正に処理されたい。
  - (4) 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。
  - (5) 低入札価格調査対象工事の下請契約において、下請金額が低入札価格調査時に比し2割以上の減額となっていたが、契約内容に関し十分な確認がなされ

う、職場研修を通じ、関係職員に周知徹底した。

- (オ) 指令書及び納入通知書の送付について、複数人でチェックした上で、適正に事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。
- (カ) 職場研修を行い、適切に延滞金を徴収するよう、関係職員に周知徹底した。
- (キ) 今後は登記漏れがないよう、現金払込書と現金出納簿のチェックを必ず行うよう、関係職員に周知した。
- (ク) 職場研修を行い、契約を締結する前に必ず契約保証金を受け入れるよう、関係職員に周知徹底した。

#### イ 支出事務

- (ア) 今後このようなことがないよう、建設工事等の設計変更の適正な事務の取扱いについて、所属職員に周知徹底した。
- (イ) 職場研修を行い、変更設計書を作成する際、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)」第13条に基づく書面内容に変更がある場合は、必ず、原契約の添付書類を変更するよう、関係職員に周知徹底した。
- (ウ) 次のとおり措置した。

a 職場研修により、適正な戻入事務について関係職員に周知徹底した。

b 職場研修により、適正な資金前渡事務について所属職員に周知徹底した。

- (エ) 支出負担行為の適正な整理時期について、職場研修において関係職員に周知徹底した。

#### ウ 旅行命令

- (ア) 旅費システムの入力方法についての認識不足が原因であるため、職場研修を行い、適正な入力方法について、所属職員に周知徹底した。
- (イ) 今後このようなことのないよう、自動車等使用台帳の帰庁後の速やかな確認について、車両管理者等に周知徹底した。  
また、職場研修においても、所属職員に適正に処理するよう、周知徹底した。

#### エ 物品調達事務

- (ア) 今後このようなことのないよう、所属職員に周知徹底した。
  - (イ) 消耗品の納品検査の際は、必ず受付印及び担当者印を押印するよう、関係職員に周知徹底した。
- (2) 未納者の現状を把握し、未収金の早期回収に努めるとともに、新たな未収金の発生防止に努めている。
- (3) 河川区域内の土地の占用において占用許可申請を速やかに行うよう厳しく指導し、占用の許可を行った。
  - (4) 所属職員に対し、交通安全に関する職場研修を実施し、安全運転7則の遵守を周知徹底するとともに更なる交通安全に努めている。
  - (5) 職場研修を行い、下請金額が低入札価格調査時に比し2割以上の減額となる場合は、契約内容について十分な確認を行うよう、所属職員に周知徹底し

<p>ていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>検討事項 平成30年度末で、廃道敷地については1件、廃川敷地については3件が未処理となっているので、適正な管理とともに処分に努められたい。</p>	<p>た。</p> <p>検討事項 地元自治会、隣接地権者と売払いに向け、引き続き協議を行うとともに、処理が完了するまで適正な管理に努める。</p>
---	--

5 和歌山県税事務所

監査実施年月日 令和2年1月31日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 平成30年度の県税収入率は98.1%で、前年度に比し0.1ポイント上昇しており、平成30年度末の収入未済額は、約9億2,317万円と約6,458万円減少している。</p> <p>個人県民税の収入未済額は、県税全体の約45.9%を占めていることから、管内市町への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、事務所の滞納整理の方針に従いその強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。</p> <p>なお、加算金及び延滞金についても、適切な債権管理により収入未済額の縮減に努められたい。</p> <p>また、県税徴収に伴う滞納処分費に係る未収金についても、公売の適切な実施等により早期回収に努められたい。</p>	<p>注意事項 平成31年度税務運営基本方針及び税務運営重点項目に基づき、以下のような取組を行っている。</p> <p>(1) 個人県民税の包括的な徴収対策の実施 個人県民税の徴収強化のため、昨年度に引き続き管内市町と県職員の派遣協定を締結し、和歌山市に対しては効率的な進行管理についての助言や地方税法第48条の早期実施に向けた協議を実施、海南市及び紀美野町に対しては同条に基づく県による直接徴収などにより市町の個人住民税に係る徴収活動の支援を行っている。</p> <p>さらに、市町との緊密な連携を図るため、定期的に会議や研修会等を開催し、滞納縮減、滞納整理の進行管理、現年度の徴収強化や滞納整理手法の情報交換を行ったり、徴収確保のための調査・研究を行っている。</p> <p>(2) 事務所の滞納整理の強化 昨年度に引き続き、具体的な数値を用いた徴収目標や行動目標を掲げ、特に現年課税分の現年中での滞納整理と滞納整理困難事案に対する徹底した滞納処分（搜索やタイヤロック及び公売等）を積極的に実施し、県税収入の確保に一層努めるとともに、滞納された方が今後、納期限内に納税するような意識改革に繋がる徴収対策の確立を目指し、効率的・効果的な滞納整理を進めている。</p>

6 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター

監査実施年月日 令和2年1月31日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成30年度末で約2,890万円となっており、前年度末に比し約353万円増加している。</p> <p>今後も、子ども未来課及び障害福祉課と債権管理の方策について十分協議を進めるとともに、文書や電話による催告及び自宅訪問による納付指導など、徴収に向けた取組を行い、未収額の縮減を図られたい。</p> <p>(2) メンタルクリニック利用料の取扱いにおいて、現金払込書の払込者名が払込日当日不在の者となっている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 (1) 児童福祉施設入所負担金については、生活困窮や虐待等の理由で家庭での養育が困難となった児童を施設に入所措置したことにより発生しているが、低所得者の増加等により、月単位での納付がより厳しい状況となっている。</p> <p>このため、個別具体的な事情を考慮しながら文書、電話及び家庭訪問により納付指導を行うとともに、生活困窮により迅速な納付が困難な納入義務者においては納付誓約書を徴収するなど時効が成立しないよう注意しながら、粘り強く納付指導を行っている。</p> <p>さらに、納付指導に応じない滞納者に対しては、随時、財産状況を調査し、子ども未来課及び障害福祉課と協議を行いながら、法的措置を検討していく。</p> <p>(2) メンタルクリニック利用料の取扱いにおいては、収納した利用料の払込を行う時点で、払込者が払込日当日不在となる場合は、出納員に引継ぎを行う等</p>

<p>(3) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を終えていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>適切に処理するよう、関係職員に改めて指導した。                  (3) 備品の現在高と現物との照合については、令和元年度中に約7割の照合を終えた。                  未照合分は、和歌山県物品管理等事務規程において物品現在高報告書を送付する期限である令和2年6月30日までに照合を完了するよう、作業を進めている。</p>
---	---

7 和歌山県公営競技事務所

監査実施年月日 令和2年1月31日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項                      (1) 物品調達台帳において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。                      (2) 平成5年度に発生した横領事件に係る弁償金の未収金については、平成30年度末で約2億3万円となっており、前年度末に比し約4万円減少している。                      引き続き未納者の収入状況等を十分把握し、適切な債権管理に努められたい。                      (3) 収入調定の時期が遅延している事例があったので、適正に処理されたい。                      (4) 設備に係る法定の点検において、不適合箇所が改善されていない事例があったので、適正に処理されたい。                      (5) 現金収納システムによる収納において、以下の不適切な事務処理の事例があったので、出納員及び収納員による事務の重責を認識し、適正に処理されたい。                      ア 現金出納簿の出力時期を逸したため、出納員による現金出納簿の確認がなされていない事例があった。                      イ 現金出納簿の出力時期を逸したため、システムによらない現金出納簿を作成し、また、その内容に記載誤りがあった。                      ウ 4月に収納したにもかかわらず、収納日を3月と誤り、前任の出納員名で払い込んでいた。                      エ 出納員が当日不在であるにもかかわらず、現金の収納と払込みが当該出納員名となっていた。</p>	<p>注意事項                      (1) 物品調達の事務処理について、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。                      (2) 横領事件に係る弁償金の未収金については、担当職員による定期面談等により、令和元年度中に3万円を収納した。                      引き続き、定期的に面接等を実施することにより未納者の収入状況を把握し、適切な債権管理に努める。                      (3) 収入調定を含め、全ての事務処理が遅延することのないよう、事務のスケジュール管理の徹底を所属職員に周知徹底した。                      (4) 法定点検において指摘された設備改善のうち、緊急を要するメインスタンドの火災感知器の設置等については、令和元年度中に設備改善を実施した。                      残る設備改善については、次年度以降で優先順位を付した上で、計画的に改善を進めていく。                      (5) 関係職員に現金収納システムによる収納において、出納員及び収納員による事務の重責を認識させるとともに、現金収納に係る事務処理について、適正に事務処理を行うよう、次のとおり所属職員に周知徹底した。                      ア 今後このようなことがないよう、現金出納簿の定期的な出力について、所属職員に周知徹底した。                      イ 今後このようなことがないよう、現金出納簿の定期的な出力について、所属職員に周知徹底した。                      ウ 今後このようなことがないよう、適正な会計処理について、所属職員に周知徹底した。                      エ 今後このようなことがないよう、適正な会計処理について、所属職員に周知徹底した。</p>

8 和歌山県工業技術センター

監査実施年月日 令和2年1月31日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項                      支出負担行為の決裁において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項                      支出負担行為の出納機関への合議がなされていない事例については、和歌山県財務規則の規定に基づき、適正に処理するよう、関係職員に周知徹底した。</p>

9 和歌山下津港湾事務所

監査実施年月日 令和2年1月31日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置

## 注意事項

- (1) 物品調達台帳において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。
- (2) 港湾施設使用料、不法占拠による損害賠償金と強制執行費用及びこれらに係る延滞金の未収金については、平成30年度末で約836万円となっており、前年度末に比し約92万円減少している。  
今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。
- (3) 低入札価格調査対象工事の下請契約において、下請金額が低入札価格調査時に比し2割以上の減額となっていたが、低入札価格調査実施要領に規定する再調査等による確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

## 注意事項

- (1) 今後このようなことのないよう、適正な事務処理について、関係職員に周知徹底した。
- (2) 未納者の現状把握に努めるとともに、文書通知、電話による督促及び催告を組み合わせた滞納整理を行い、未収金の一層の削減を図るよう、適切な債権管理に取り組んでいる。
- (3) 低入札価格調査時点から工事着手までの間において資機材の調達等の条件に変更が生じたこと等により2割以上の減額となっていたが、元請会社及び下請会社双方に対し調査を行い、価格変動の内容が適切であることを確認した。